

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）の概要

1、計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及び人とシカの永続的な共存を図るため、平成14年度からシカ保護管理計画（第1期、第2期、第3期）、平成27年5月29日からはシカ第二種鳥獣管理計画（第3期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、農林業被害額は全体としては減少傾向にあるが、依然として被害が深刻であると感じている農家がある。

第3計画が平成29年3月31日で終了することから、継続して第4期計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

2、管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3、計画の期間

平成29年4月1日から
平成34年3月31日まで

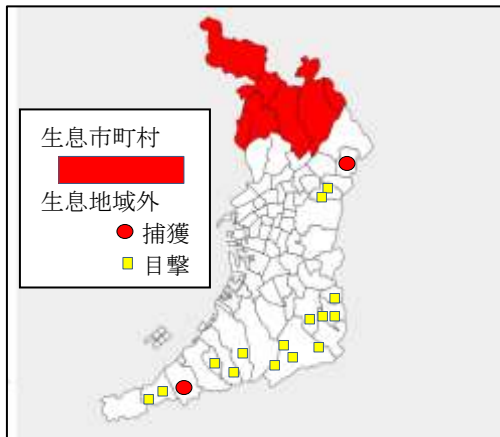
4、管理が行われるべき区域

大阪府全域

5、現状

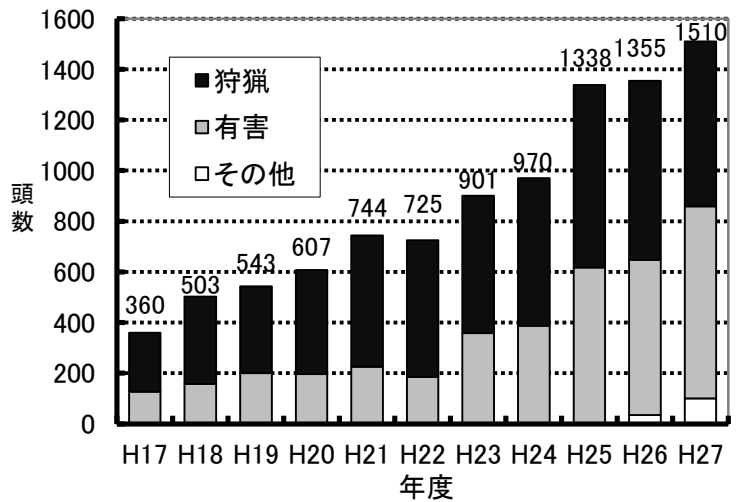
◆生息区域

淀川以北に生息。近年、生息地域以外でも捕獲や目撃が報告されている。



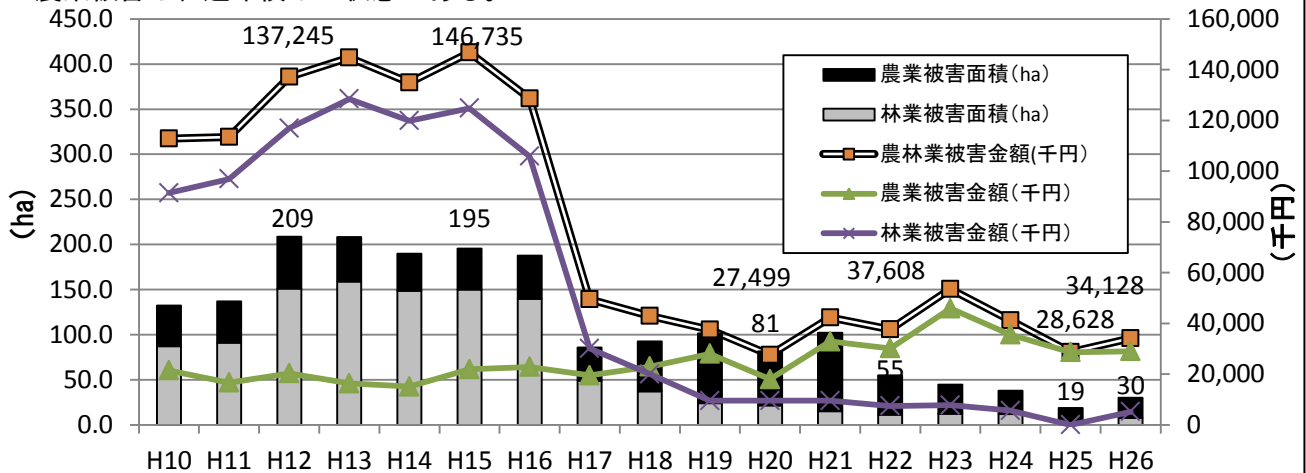
◆捕獲頭数

捕獲頭数は年々増加。平成27年度は1,510頭捕獲。



◆被害金額

農業被害は、近年横ばい状態にある。



※平成21年度より被害の算定方法を変更。

※林業被害額は、新規植栽の減少により急減

6、管理の目標

被害が深刻な地域「農業被害強度4（被害が「大きい」と回答）を越える地域」をなくすこと。
（指標）：シカ生息地域での平均密度を10頭/km²以下とする。（平成27年度：15.6頭/km²）

7、数の調整に関する事項

◆年間捕獲数の設定

生息数を減少させるためには、現在の捕獲率以上の捕獲が必要となるため、年間最低捕獲数を1,400頭（平成25年度から平成27年度までの平均捕獲数）とする。

年間最低捕獲数は、モニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、捕獲推進の取組みとして、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制を以下のとおり緩和を継続する。

①捕獲数の制限（継続）

	制限緩和前	制限緩和後
銃猟	1日1頭	オス：1頭※　メス：無制限
わな猟	1日1頭	オス：無制限　メス：無制限

※グループで銃猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。

②狩猟期間（シカ）の延長（継続）

期間延長前	期間延長後※
11月15日から2月15日まで	11月15日から3月15日まで

※イノシシの狩猟期間延長は、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）に基づく。

③くくりわなの径の制限解除（継続）

制限解除前	制限解除後
直径12cm未満に限る	無制限※

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大阪府ツキノワグマ出没対応方針」にしたがうものとする。

8、生息環境の管理に関する事項

◆里地の管理

山裾の刈り払い、耕作放棄地等の解消など、シカを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

◆里山の管理

大規模な伐採等による草地化は、シカの餌量を増やし、個体数の増加につながる可能性があることから、現地の状況に合わせて、防護柵の設置など適切な管理を検討する。

9、被害防除対策

捕獲による個体数管理のみの被害防止対策には限界があることから、防鹿柵の設置やツリーシェルターによる予防、収穫残渣や未収穫作物の適切な管理による誘引防止等を進める。

10、その他管理のために必要な事項

◆モニタリング

シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、農林業や植生被害の程度等についてモニタリングし、管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。